

平成20年度 総務省方式改訂モデルによる普通会計財務諸表

平成22年3月
山梨県

I 作成目的

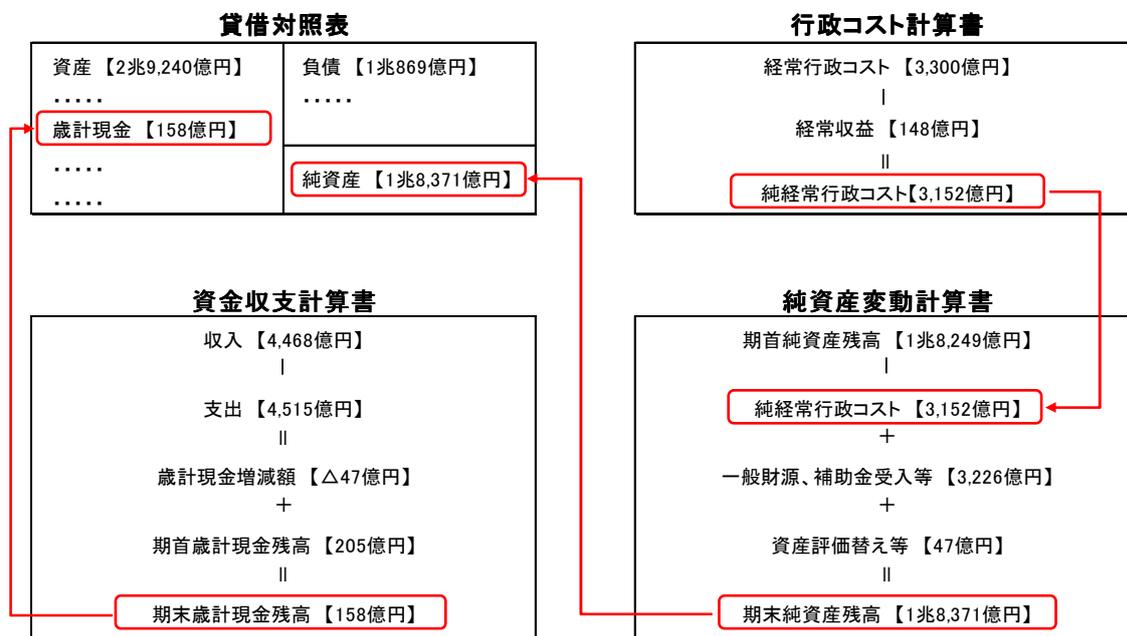
財政状況を県民の皆様にはわかりやすくご理解いただけるよう、総務省が提示した基準に基づき、資産・負債の状況、行政サービスの提供に要したコストや資金収支の状況を明らかにするため、平成20年度決算について、普通会計財務諸表を作成した。

II 作成方法

普通会計財務諸表は、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の4つの財務諸表で構成し、その作成は、原則として総務省が平成19年10月に公表した「新地方公会計制度実務研究会報告書」の「総務省方式改訂モデル」に従って作成している。

III 平成20年度普通会計財務諸表の状況

1. 財務諸表4表の相関関係



※数値は、四捨五入して表示しているため、合計や増減が一致しない場合がある（以下、本文・各表について同様）。

2. 貸借対照表

(単位:億円)

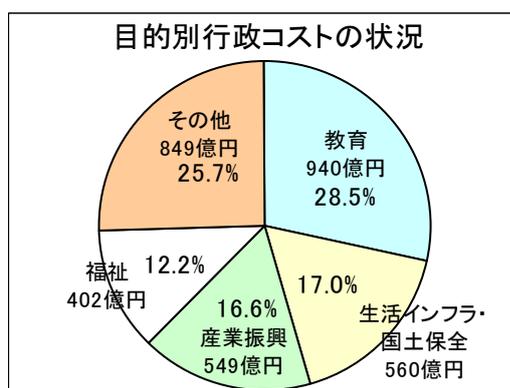
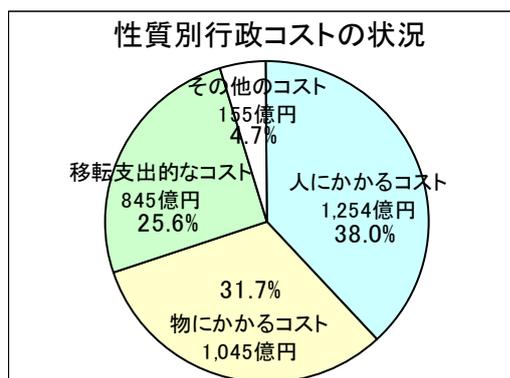
資産の部	金額	負債の部	金額
1. 公共資産	27,268	1. 固定負債	9,799
(1)有形固定資産	27,156	(1)地方債	8,283
(2)売却可能資産	112	(2)退職手当引当金	1,213
2. 投資等	1,541	2. 流動負債	1,070
(1)投資及び出資金	122	(1)翌年度償還予定地方債	852
(2)貸付金	827	(2)翌年度支払予定退職手当	134
(3)基金等	529		
		負債合計	10,869
3. 流動資産	431	純資産の部	
(1)現金預金	397		
(2)未収金	35	純資産合計	18,371
資産合計	29,240	負債及び純資産合計	29,240

- ・ 県の総資産は、2兆9,240億円で、県民1人当たり337万2千円となっている。
総資産の内訳は、道路橋りょうなどのインフラ資産等の公共資産が2兆7,268億円(93.3%)、投資等が1,541億円(5.3%)、現金預金などの流動資産が431億円(1.5%)となっている。
- ・ 負債総額は、1兆869億円で、県民1人当たり125万3千円となっている。
負債の大半を占める地方債の残高は、9,134億円で、負債に占める割合は84.0%、
県民1人当たり105万3千円となっている。

3. 行政コスト計算書

(単位:億円)

	金額
経常行政コスト	3,300
1. 人にかかるコスト	1,254
(1) 人件費	1,091
(2) 退職手当引当金繰入	79
2. 物にかかるコスト	1,045
(1) 物件費	169
(2) 減価償却費	850
(3) 維持補修費	26
3. 移転支出的なコスト	845
(1) 他会計への支出	68
(2) 社会保障給付	52
4. その他のコスト	155
(1) 公債費(利払)	149
経常収益	148
使用料・手数料等	102
純経常行政コスト (経常行政コスト-経常収益)	3,152

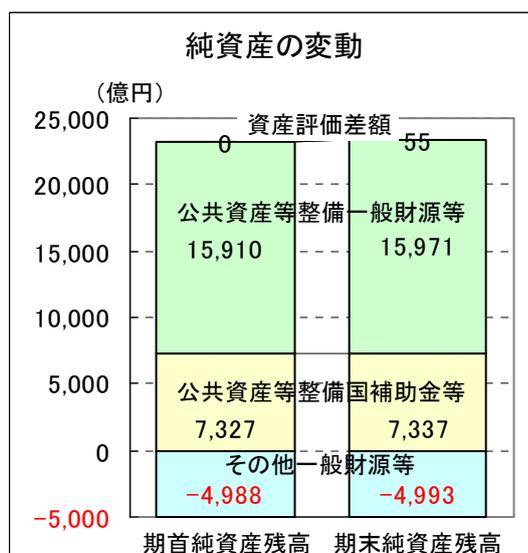


- ・ 経常行政コストの総額は、3,300億円で、県民1人当たり38万1千円となっている。
性質別行政コストの状況は、「人にかかるコスト」1,254億円(38.0%)、「物にかかるコスト」1,045億円(31.7%)、「移転支出的なコスト」845億円(25.6%)、「その他のコスト」155億円(4.7%)となっている。
- ・ 目的別行政コストは、教育940億円(28.5%)、生活インフラ・国土保全560億円(17.0%)、産業振興549億円(16.6%)、福祉402億円(12.2%)などとなっている。
- ・ 使用料・手数料等の経常収益は、148億円で、経常行政コストから経常収益を差し引いた純経常行政コストは、3,152億円となっている。

4. 純資産変動計算書

(単位:億円)

	金額
期首純資産残高	18,249
純経常行政コスト	△ 3,152
財源調達	3,226
地方税	1,210
地方交付税	1,179
補助金等受入	707
その他	131
臨時損益・資産評価替	47
その他	0
期末純資産残高	18,371



- ・平成20年度末の純資産額は、1兆8,371億円で、県民1人当たり211万9千円となっている。

純経常行政コスト3,152億円に対し、県税・交付税などの財源調達3,226億円、資産評価替55億円などにより、純資産額は平成20年度中に122億円増加している。

- ・純資産の項目別の変動は、「公共資産等整備国補助金等」が7,337億円で前年度より10億円増加、「公共資産等整備一般財源等」が1兆5,971億円で前年度より61億円増加、「その他一般財源等」が△4,993億円で前年度より5億円減少している。また、総務省方式改訂モデルへの移行に伴い、「資産評価差額」55億円を新たに計上している。

なお、「その他一般財源等」がマイナスとなっているのは、臨時財政対策債の発行など資産の形成を伴わない負債が存在しているためである。

5. 資金収支計算書

(単位:億円)

	金額
1. 経常的収支	855
2. 公共資産整備収支	△ 204
3. 投資・財務的収支	△ 699
当期収支	△ 47
期首資金残高	205
期末資金残高	158

- ・平成20年度末の歳計現金残高は、158億円で、前年度末残高205億円と比較し47億円減少している。
- ・人件費・補助金等などの経常的支出が2,375億円に対し、県税・交付税などの収入

が3, 230億円となり、収支は855億円の黒字となっている。

- ・普通建設事業などの公共資産整備支出が1, 000億円に対し、県債発行などによる収入が796億円となり、収支は204億円の赤字となっている。
- ・県債償還や貸付金などの投資・財務的支出が1, 141億円に対し、貸付金回収などによる収入が442億円となり、収支は699億円の赤字となっている。

6. 各種指標

- ・社会資本形成の将来世代負担比率（地方債残高／公共資産） 33.5%
公共資産のうち将来返済しなければならない、今後の世代によって負担する割合を示す指標。
- ・歳入額対資産比率（資産合計／歳入総額） 6.26
形成されたストックである資産に何年分の歳入が充当されたかを示す指標。
- ・資産老朽化比率（減価償却累計額／（償却資産＋減価償却累計額）） 38.7%
有形固定資産のうち土地以外の償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合により、耐用年数に比して償却資産の取得からどの程度経過しているかを示す指標。
- ・受益者負担比率（経常収益／経常行政コスト） 4.5%
行政コスト計算書における経常収益は、受益者負担の金額であるため、行政コストに対して受益者がどの程度負担しているかを示す指標。

<財務諸表の作成基準>

1. 共通項目

- 会計の範囲 : 普通会計
- データの出典 : 地方財政状況調査表(決算統計)、歳入歳出決算報告書等
- 基準日 : 平成21年3月31日時点を基準とし、出納整理期間(4月1日から5月31日)の出入金を取り入れた。
- 資産の範囲 : 原則として昭和44年度以降(全国的に統計が整備された年度)整備した県有の社会資本のみを計上し、市町村等への補助金や国直轄事業への負担金については、除いている。
- 資産の評価方法 : 取得原価とした。
- 減価償却 : 各施設別の耐用年数を基準とし、残存価額ゼロの定額法により減価償却を行っている。(土地は除く。)
- * 主な資産の減価償却期間
庁舎等50年、農業農村整備20年、道路48年、橋りょう60年、河川49年、砂防50年、住宅40年、学校50年など

2. 貸借対照表

会計年度末における地方公共団体の財政状態(資産保有状況と財源調達状況)を表すものである。

【資産の部】

○ 公共資産

- ・ 有形固定資産 : 昭和44年度からの決算統計の普通建設事業費を積み上げ、減価償却した値を計上。(用地取得費は減価償却しない。)
- 減価償却期間は、「新地方公会計制度実務研究会報告書」で示された目的別の耐用年数を設定。
- * 総務省方式改訂モデルでは、有形固定資産を原則として再調達価額で計上することとされているが、当面の間決算統計による取得原価を基礎として算定した価額をもって計上することが認められている。
- ・ 売却可能資産 : 現に公用又は公共用に供していない普通財産について売却可能資産として固定資産税評価額を0.7で割り戻した額や鑑定評価額を売却可能価額として計上。

○ 投資等

- ・ 投資及び出資金 : ①市場価格のある有価証券については、年度末(3月31日時点)の「時価」を計上。
- ②市場価格のない投資及び出資金は、「実質価額」を算出し、連結対象団体以外に対する投資及び出資金の実質価額が取得原価と比較して30%以上低下した場合は、実質価額を貸借対照表に計上。
- ③連結対象団体に対する投資及び出資金は、取得原価を投資及び出資金に計上し、実質価額が取得原価と比較して30%以上低下した場合は、その差額を投資

損失引当金に計上。

*実質価額は、投資・出資先法人等の貸借対照表の資産合計額から負債合計額を控除した額に、本県の出資割合を乗じて算出。

- ・ 貸 付 金 : 年度末の貸付金残高から元金収入未済額を控除した額を計上。
- ・ 基 金 等 : 特定目的金、土地開発基金、定額運用基金を計上。
*基金に含まれる土地のうち、既に事業の用に供されているもの、及び、行政財産として事業の用に供する見込みが認められかつ時期が明らかにされているもの以外については、売却可能資産と同様に売却可能価額で評価。
- ・ 長期延滞債権 : 収入未済額のうち1年を超えて回収がなされていないものを計上。
- ・ 回収不要・不能見込額 : 貸付金及び長期延滞債権のうち、条例に減免規定があるなど、回収が不要と見込まれる額及び時効等により回収が不能となることが見込まれる額を計上。

○ 流動資産

- ・ 現 金 預 金 : 財政調整基金、県債管理基金、歳計現金（形式収支）を計上。
*県債管理基金の残高は、地方債の満期一括償還の財源に充てるための積立額を含む。
- ・ 未 収 金 : 県税の収入未済額と県税以外の収入未済額から長期延滞債権振替額を除いた額を計上。

【負債の部】

○ 固定負債

- ・ 地 方 債 : 1年を超える返済予定地方債を計上。
- ・ 長期未払金 : 債務負担行為のうち、既に確定した債務とみなされるものについて、期末日より1年以内の支出予定額を除いた額を計上。
- ・ 退職手当引当金 : 全職員が自己都合で退職した場合の退職手当支給見込額から、翌年度支払予定退職手当額を除いた額を計上。
- ・ 損失補償等引当金 : 第3セクター等の損失補償債務のうち、経営状況等を勘案して算定した一般会計等の将来負担見込額を計上。

○ 流動負債

- ・ 翌年度償還予定地方債 : 1年以内返済予定地方債を計上。
*翌年度に借り換えが予定されている地方債も含む。
- ・ 未 払 金 : 債務負担行為のうち、既に確定した債務とみなされるものについて、期末日より1年以内の支出予定額を計上。
- ・ 翌年度支払予定退職手当 : 1年以内の退職手当支払予定額を計上。
- ・ 賞 与 引 当 金 : 翌年度に支払うことが予定される期末・勤勉手当のうち、当該年度負担相当額を計上。
*翌年度の6月に支給する期末・勤勉手当の対象となる期間は、前年の12月から5月までの6ヶ月となり、このうち12月から3月までの4ヶ月間に相当する額を当年度分の負債として計上。

【純資産の部】

- 公共資産等整備 国補助金等 : 昭和44年度からの普通建設事業費に充てられた国庫支出金の累計額を計上。
ただし、用地取得費に充てられた国庫支出金以外は減価償却を行った。
- 公共資産等整備一般財源等 : 資産の部に計上されている公共資産等の財源のうち、国庫支出金、地方債、債務負担行為以外のものを計上。
- 資産評価差額 : 新たに売却可能資産を計上した場合、もしくは資産の評価替えを行った場合の売却可能価額と帳簿価額との差額、及び、無償受贈資産に係る評価額の合計額を計上。
なお、売却可能資産のうち当該資産が有形固定資産に計上されている場合には、有形固定資産から売却可能資産に振り替えている。
- その他一般財源等 : 資産と負債の差額からその他の純資産を除いた額を計上。

3. 行政コスト計算書

一会計期間における、資産形成を伴わない経常的な行政活動に伴う純経常行政コストを表すものである。

【経常行政コスト】

- 人にかかるコスト : 人件費、退職手当引当金繰入等、賞与引当金繰入額を計上。
- 物にかかるコスト : 物件費、維持補修費、減価償却費を計上。
- 移転支出的なコスト : 社会保障給付（扶助費）、補助金等（補助費等）、他会計等への支出額（繰出金）、他団体への公共資産整備補助金等（普通建設事業費のうち他団体等への補助金等）を計上。
- その他のコスト : 支払利息、回収不要・不能見込計上額、不納欠損額を計上。

【経常収益】

- 使用料・手数料 分担金・負担金・寄附金 : 各歳入科目について、発生主義に基づき収入未済額の増減を調整した額を計上。
* 総務省方式改訂モデルでは、受益者負担である「使用料・手数料」「分担金・負担金・寄附金」のみを収益として計上し、その他の地方税や国庫支出金などは、純資産変動計算書に計上。

4. 純資産変動計算書

一会計期間において、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目がどのように変動したかを表すものである。

- 純経常行政コスト : 行政コスト計算書の純経常行政コストと同額を計上。
- 一般財源 : 地方税、地方交付税及びその他行政コスト充当財源について、発生主義に基づき収入未済額の増減を調整した額を計上。
- 補助金等受入 : 国庫支出金決算額のうち公共資産等整備に充てた額とその他に充てた額に分け

- て計上。
- 臨時損益 : 災害復旧事業費、公共資産の売却に伴う帳簿価額との差額、出資金の減資などを計上。
 - 科目振替 : 公共資産等整備時の財源投入や処分時の財源増加額など財源の異動を計上。
 - 資産評価替えによる変動額 : 新たな売却可能資産を計上した場合など、貸借対照表に計上された資産を評価することにより生じた評価差額を計上。
 - 無償受贈資産受入 : 寄附などにより無償で資産を受贈した場合、当該無償受贈資産の有形固定資産計上額と同額を計上。

5. 資金収支計算書

一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示したものである。

- 経常的収支の部 : 人件費、補助金等、支払利息など経常的な行政活動にかかる資金収支を計上。
- 公共資産整備収支の部 : 公共資産整備に伴う支出、及び、当該支出に充てた特定財源の資金収支を計上。
- 投資・財務的収支の部 : 地方債の償還、貸付金、基金積立金など投資・財務的活動にかかる資金収支を計上。